

暴力団を追放するために

先ごろ刊行された平成 19 年度版「警察白書」は、「暴力団の資金獲得活動との対決」を特集テーマに掲げています。暴力団を社会から追放する方法は、以下の3つの「……ない」を愚直に実行することに尽きます。

☆「暴力団を恐れない」

(例1) ある営業マンが営業に行ったところ、部屋に連れ込まれ、「勧誘の仕方が悪い、言葉づかいが悪い」などと困縁をつけられたうえ、迷惑料として5万円を請求された。断りきれず、3万円を渡してしまった

(例2) 暴力団の家と知らず営業したところ、「二度と営業に来ません。もし来たら、毎月〇〇券を20枚提供します」と念書を書かされた。さらに事務所に何回も脅迫電話をかけられ、女性従業員が休暇をとった

こうしたケースで泣き寝入りをすれば、暴力団の思うつぼです。報復を恐れずに、警察に被害届を提出しましょう。向こうは、みなさんが「暴力団の存在を許さない」と思って行動に出る勇気を恐れています。

☆「暴力団に金を出さない」

名目が何かを問わず、暴力団に金を出してはいけません。暴力団は、その金で覚せい剤を購入し、暴力団仲間を養い、そして他の犯罪を行うのです。暴力団に金を出すことは、暴力団を支援して加害者の側に立つことと同じです。

☆「暴力団を利用しない」

債権の取り立てや交通事故の示談などに暴力団を利用してはいけません。利用した人自身が暴力団対策法違反に問われますし、必ず弱みにつけ込まれます。